

少額調達案件見積依頼

(オープンカウンター方式)

- 1 件名
令和8年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）名古屋会場借用
- 2 品名及び数量
仕様書のとおり
- 3 規格等
仕様書のとおり
- 4 履行期間
令和8年5月23日（土）から 令和8年5月24日（日）まで
- 5 履行場所
契約業者の指定する会場等
- 6 見積書の提出方法
本案件は、「電子調達システム」（政府電子調達（G E P S）対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙媒体または電子データによる見積書の提出ができるものとする。
 - (1) 紙媒体または電子データによる場合は、9の住所へ持参、郵送またはメール送付すること。ただし、持参、郵送またはメール送付問わず締切日時必着とする。見積額は消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。
 - (2) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従うこと。見積額は消費税抜き額を入力すること。その場合の契約金額は、消費税抜き額に消費税を加算した金額とする。
なお電子調達システムによる場合は、内訳書の添付を必須とする。
 - (3) 本案件で同価の見積もりが2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものととする。
- 7 その他
契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成すること。（契約金額によっては作成を省略する場合がある。）
- 8 見積書等提出期限
 - (1) 参考見積書
令和8年3月9日（月）17時00分
 - (2) 見積書
令和8年3月12日（木）17時00分
- 9 連絡先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号
皇宮警察本部会計課 装備第一係
電話番号（代表）：03-3231-3115（内線：2245）
（平日8時30分から17時15分まで）
メールアドレス：k i g h 1 4 0 4 @ n p a . g o . j p

「令和8年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）名古屋会場借用」仕様書

1 概要

本件は、令和8年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）第1次試験に伴う試験会場（名古屋会場）について規定する。

2 借用期間

(1) 借用開始（試験前日の会場設営開始から）

令和8年5月23日（土）12時00分から

{ 設営時間 12時00分から18時00分までのうち2時間程度
※設営後は設営状態を試験開始前まで保持する。
※前日は「試験室」のみ。 }

(2) 借用終了（試験終了後の会場回復まで）

令和8年5月24日（日）17時00分まで

{ 設営開始時間 7時30分ころから
採用試験時間 9時30分から16時00分まで
撤去終了時間 17時00分まで }

3 会場条件

(1) 立地の条件

JR名古屋駅から徒歩10分以内の位置にあること。

(2) 施設の条件

ア 試験に適した空調設備を有し、不調発生時に速やかに対処できる施設管理者が常駐し対応できること。

イ 施設入口又はその周囲に、試験会場である旨の看板や張り紙が可能であること。

ウ 採用試験当日の試験中に、支障を来す騒音（工事騒音、隣室騒音）がない状態を継続できること。

エ 施設入口ホール周辺又は試験室前の廊下で、受験者の受付業務を実施できる机等が設置可能であること。

オ 窓、非常口及び空調設備等を用いることで十分な室内換気が行えること。

カ 試験会場内で、飲食が可能なこと。

- キ 休憩時間（正味50分程度）に受験者が滞りなく用便ができるよう、十分な数のトイレを備えていること。
- ク 借用予定日に試験備品等の搬入、設営が可能であること。
- ケ 不測の事態（気象、災害）により、当日において使用時間延長の協議に応じられる施設であること。
- コ 試験に使用する物品を試験前日の午前8時から正午までの間に到着するように発送するため、荷物の受け取りと、担当者到着時の荷物受渡しが可能で施設管理者が常駐していること。

4 試験室等の名称と会場の条件

(1) 試験室（2室）

下記条件を満たす受験者150人を収容出来る容積で、同一建造物又は隣接建造物であること。

ア 各部屋に以下の備品が設置され、使用できること。

机及び椅子、黒（白）板、放送設備（マイク）

イ 試験会場として、試験で使用する用紙類（問題集及び解答用紙）を配布できる、60センチメートル程度の通路が確保できること。

ウ 受験者同士の間隔が50センチメートル以上確保できること。

エ 採用試験における不正行為を予防監視できる空間を有すること。

オ 黒（白）板の文字が、最後列から視認できる広さであること。

カ 試験会場として十分な照度が確保されていること。

(2) 試験事務室（1室）

10人を収容できる容積を有すること。

(3) 試験予備室（1室）

試験室に準じた条件を満たす10人を収容できる容積を有すること。

5 その他

- (1) 受験者総数判明により、分割可能な試験室や備品の一部を取り下げ、変更契約書により数量に変更が発生する場合がある。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義は、皇宮警察本部の承認又は協議により決定する。

契 約 書（案）

皇宮警察本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり役務契約を締結する（以下「本契約」という。）。

- 1 件 名 令和８年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）名古屋会場借用
- 2 仕 様 仕様書のとおり。
- 3 契 約 金 額 ￥ ．．－
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ．．－
取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第１項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 内 訳 別紙１のとおり。
- 5 履 行 期 間 令和８年５月23日から令和８年５月24日まで
- 6 履 行 場 所
- 7 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第１条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき本業務を履行し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第２条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記７に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際に、甲に納めなければならない。

（検査）

第３条 乙は、業務の終了後、その旨を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

２ 前項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（料金の支払い）

第４条 乙は、本業務を終了し、前条の規定による検査を受け、本業務に係る費用が確定した後、その内容を書面にて甲に通知するものとする。

２ 甲は、乙から提出された内容について精査し、適正と判断した場合に、支払請求書を受理するものとする。

３ 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

(契約金額の改定)

第5条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その可否を決定するものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第7条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

- (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

- 第9条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
- イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
- ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第17条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

- 第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約

締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第12条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第13条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等を示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

- 第14条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（秘密の保持）

- 第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第13条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（暴力団排除）

第17条 暴力団排除に関する条項については、別紙2「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の確保）

第18条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

（特記事項）

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 東京都千代田区千代田1番3号
支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長

乙

内 訳

No.	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
1	試験室					使用日：5月23日
2	試験室					使用日：5月24日
3	試験事務室					同上
4	試験予備室					同上
小 計						
消費税						
合 計						

借用会場：

消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

別紙 2

暴力団排除条項

皇宮警察本部を「甲」、受託者を「乙」とし、暴力団の排除に関して次の条項を定める。

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当し

ないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。
なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。
・再委託の相手方の会社概要
・その他皇宮警察本部が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
皇宮警察本部会計課長 ○○ ○○

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

[見積書記載要領]

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは**必須**です。

宛名は「皇宮警察本部」で

御見積書 見積提出日を記載してください。

令和 年 月 日

皇宮警察本部 殿

下記の通り御見積り申し上げます。

- ・紙で見積書を提出する場合、**税抜金額、消費税額、税込金額**を記載
- ・電子調達システムで見積書を提出する場合、**税抜金額**をシステムに入力

社名・住所・TEL
代表者職名・代表者名

合計金額 ¥0,000- (消費税込)

例：

東京都 * * 区 * 丁目 * - *
株式会社 * * * * *
代表取締役 * * * *

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
□□□□	* * * *	× 個	〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
仕様書上の 「品名、規格、数量、単位」をそのまま記載願います。 * 仕様書に「相当品可」と記載がある場合で、相当品で見積もる場合は、相当品の規格を記載し、そのカタログを提出して下さい。 * 電子調達システムで見積書を提出する場合、内訳書の添付が必須になります。				
品目数が多く別紙となる場合は、本紙(1枚目)と別紙(2枚目)が連接となるよう件名やページ数等を記載してください。				
小計		消費税は円未満切捨て		〇〇, 〇〇〇
消費税				〇〇, 〇〇〇
合計				〇〇, 〇〇〇

任意の3桁の数字を記載

電子くじ番号

※ 押印については省略可能です。

押印を省略する場合は、当該書類に「書類の発行権者」、「本件事務担当者」の氏名及び連絡先を**必ず記載**してください。（電子調達システムで見積書を提出する場合は不要です。）

参考見積書の提出について

○ 参考見積書の提出

競争に参加される方に市場価格調査を目的として参考見積書の提出をお願いしております。提出いただいた見積額は競合他社などに通知されることはありませんので、現時点での最低額で記載して下さい。

なお、参考見積額と実際の入札額が大きく異なっていた場合には、調査をさせていただく場合もありますので、その場合はご協力をお願いします。

1 提出先（FAX、メール、郵送又は持参）

皇宮警察本部会計課 装備第一係

電 話 03-3231-3115（代表）（内線：2245）

F A X 03-3212-4996

メー ル kigh1404@npa.go.jp

2 提出期限

令和8年3月9日（月） 17時00分

3 見積書記載内容

宛名は「皇宮警察本部」で、出来るだけ詳細な見積書の提出をお願いします。

- (1) 見積額を算出するための明細（原価計算書含む）がある場合は、明細の添付をお願いします。
- (2) 見積書は各社の各社の見積書で結構ですが、別添「見積書」に記載の項目を網羅してください。